

【給付金の受取口座変更手続きについて】

給付金の受取口座に変更があった場合は変更の手続きを忘れずに！

出産費、高額療養費等の共済組合の給付金は、組合員が指定した給付金受取口座に振り込まれます。給付金受取口座の変更があったときは、変更の手続きが済んでいない場合、振込不能となり、給付の処理が遅れることとなります。速やかに手続きをしてください。



こんな場合には！

- 結婚等により姓が変わり、口座名義を変更したとき
- 給付金受取口座を別の口座に変更したいとき
- 金融機関が合併したり、支店が統廃合されたとき などには

次の手続きをしてください

1

現職の
組合員の方

「履歴事項異動届」「給料等口座振込依頼書」（小・中・高・特支の場合）、
「組合員給付金等口座振込依頼書」（幼稚園の場合）に必要な事項を記載し、
所属の事務担当者に提出してください。

※必要書類が異なりますので、詳細は所属の事務担当者にご確認ください。

任意継続
組合員の方

給付貸付課資格係（03-5320-6826）に直接連絡してください。

2

特に結婚等により姓が変わったときは、必ず**金融機関で口座名義の変更手続き**をしてください。
金融機関の合併や支店の統廃合の際には、その時々での手続きをお願いします。
医療費の給付金等は、支給時期が不特定なものが多いことから、受取口座の変更を行った場合は、
速やかに手続きしてください。

振込不能となった場合は

給付金の振込ができなかった場合は、再振込を金融機関に依頼するために、預貯金通帳の写し(注)の提出をお願いしています。(注) 金融機関名、支店名、口座番号、口座名義が確認できる部分

健康保険でも振り込め詐欺が横行しています！！

最近の新聞報道によると、国民健康保険では、「保険料の還付金が出ます」などと言って、銀行などのATMに行って操作するように誘導する事例が起きています。その結果、相手の指示通りに操作した結果数十万円の被害が発生した事例がありました。

公立学校共済組合東京支部では、高額療養費や附加給付金はコンピューターで自動的に計算されるので、請求する必要はありません。

また、保険証を使用できなかった場合の療養費等の請求は、所属所へ請求書を提出する*ことになっています。ATMに行って操作することは、絶対にありません。ご家族の方々にもこのことをお伝えください。



*任意継続組合員など、公立学校共済組合東京支部に直接提出する例外もあります。

問合せ先 給付貸付課短期給付係 | 03-5320-6827